

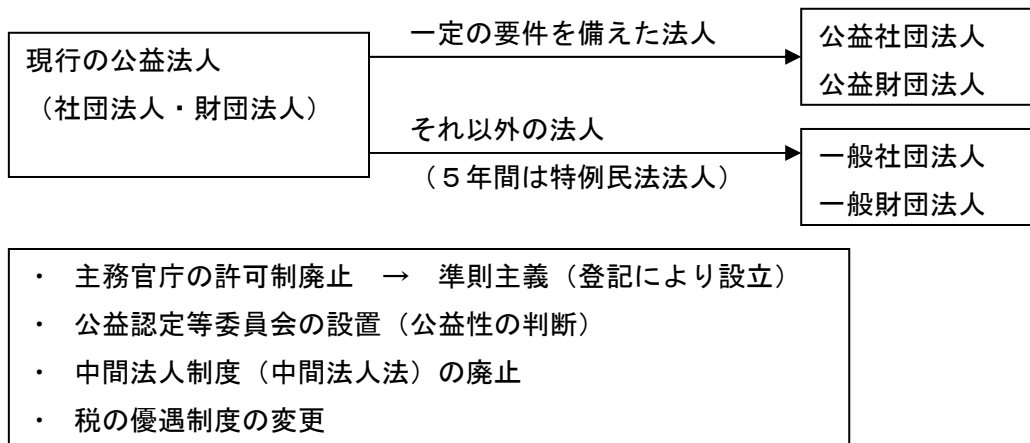
# 公益法人制度改革について

平成20年12月1日  
労務・法務部／社会保険労務士  
秋山 直文

本年（平成20年）12月1日から、いよいよ公益法人制度がスタートします。

これまでの日本の公益法人制度は、明治29年の民法制定以来100余年にわたり抜本的な見直しが行なわれていませんでした。そのため、NPO法人（特定非営利活動法人）や中間法人など新しい非営利法人制度が実施され法体系が複雑になった中で、時代の変化に対応出来なくなっていました。今回の制度改革により、従来の公益法人制度は抜本的に変わることになります。

簡単に言うと、次のようになります。



そのため、以下の3つの法律が施行されます。

1. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「社団・財団法人法」と呼びます。）
2. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」と呼びます。）
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」と呼びます。）

いわゆる“公益法人制度改革関連三法”と呼ばれています。

以下、その内容を簡単に解説します。

## 1. 一般社団法人・財団法人の設立が簡単に

現行民法の公益法人制度（民法34条、社団および財団）について、事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）によって簡単に法人格を取得することができることとなります（ちなみに、今までの社団および財団は、主務官庁による許可主義が採られていましたが、今回の制度改革により、廃止されます。）。

つまり、**登記だけで法人格を得られる「一般社団法人」「一般財団法人」制度を新設するということです。** 剰余金の分配（株式会社で言えば株式配当のようなもの）を目的としない社団及び財団は登記によって、法人格を取得できますので、たとえば、町内会、同窓会、会社の有志の団体などでも法人の設立が可能になります。設立には、社員2人以上が必要ですが、社員が1人になっても解散しません（0人となったら解散）。

## 2. 公益の認定

主務官庁による許可主義が廃止されるため、公益の認定は別に行なわれます。一般社団法人・一般財団法人が、公益の認定を受けるためには、有識者でつくる「**公益認定等委員会**」（以下「**認定委員会**」）が、「**公益性あり**」と判断すれば「**公益社団法人**」「**公益財団法人**」として税制優遇を受けられるようになります（公益性を否定されれば、税制上有利な点は無くなります）。

## 3. 既存の法人は...？

既に設立済みの法人は、**施行後5年間に限り「特例民法法人」と称されてそのまま活動を続けることができますが、施行後5年以内に認定委員会の認定を受けて公益法人となるか、一般社団法人や一般財団法人等に移行しなければなりません。**もし、認定を受けなければ解散したものとみなされてしまいます。

また、既設の法人が、施行後に公益法人の認定を受けるためには、社団・財団法人法及び認定法で定める諸基準を満たしていることが必要となります。

**既存の有限責任中間法人は、上記法律の施行日に、当然に一般社団法人となり、原則として上記1の法律が適用されます。**

他方、既存の無限責任中間法人は、施行日から起算して1年を経過する日までに、一般社団法人への移行手続をする必要があります。

**既存の社団・財団法人は、今後、定款の変更や見直しも必要になります。**

## 4. 新公益法人になるメリット・デメリット

さて、現行の公益法人が新公益法人になるメリット・デメリットについて気になるところですが、簡単に説明します。

### ①新たに公益法人になるメリットがある法人

- ・名称に「公益」と付されることで社会的信用の維持、ブランドの維持が必要な法人
- ・寄附の多い法人（寄附金控除の優遇処置あり）
- ・収益事業が好調な法人
- ・公益法人でなければ事業に影響が出る法人→ 例：日本サッカー協会

### ②新たに公益法人になるとデメリットになる法人

- ・小規模な法人→公益法人になるには多くの機関の設置義務があり、維持コストが増加
  - ・公益認定基準の維持が難しく、公益認定を取り消される可能性のある法人
- **公益認定が取り消されて一般社団・財団法人となった場合、「公益目的事業財産の残額」に相当する額の財産を取り消してから1カ月以内に、公益的団体等に贈与することになります。今まで積上げてきた財産がなくなってしまいます。**

## 5. 法人税法上の取扱い

次に、法人税法上の新たな分類を簡単にまとめてみます。

### (1) 公益社団法人・公益財団法人

#### ①課税方式

- ・収益事業課税・・・税率30%（800万円までは22%）

**ただし、認定法上の公益事業については、法人税法上の収益事業であっても非課税となります。**

#### ②みなし寄付金制度

- ・適用あり

（大雑把に言うと、収益事業で儲かったお金を非収益事業に資金移動すると、本来は法人内部の資金移動だけで経費ではないのに、特別に「寄付金」として取扱ってあげましょう、という制度です。）

**次の金額のいずれか大きい金額を損金に算入できます。**

1. 収益事業の所得の金額の50%に相当する金額
2. 公益目的事業に使用し、または使用することが確実と認められる金額

※2のとおり、公益目的事業に使用する金額を認めていますので、すべて公益目的事業で使用すれば全額を損金計上できます。

また、利子等の源泉所得税も非課税となります。

他には、従来提出していなかった損益計算書等を、収益事業の有無に係わらず、税務署に提出することとなります。

## (2) 非営利型法人である一般社団法人・一般財団法人

一般社団法人・一般財団法人のうち、非営利性が徹底された法人および共益的活動を目的とする法人については、次のとおりとなります。

### ①課税方式

・収益事業課税・・・税率30%（800万円までは22%）

収益事業のみに課税されます。

### ②みなし寄付金制度

・適用なし

また、利子等の源泉所得税の非課税制度の適用ありません。

これらは、任意団体（人格なき社団）やNPO法人と同様です。

## (3) その他の一般社団法人・一般財団法人

### ①課税方式

・全所得課税・・・税率30%（800万円までは22%）

**法人税法上は普通法人として取扱い、全ての所得について課税されます。**

## (4) 特例民法法人（公益または一般への5年間の移行期間中の法人）

### ①課税方式

これまでどおり法人税法上の公益法人等として取り扱われ、収益事業から生じる所得について、法人税一律22%課税です。

### ②みなし寄付金制度

・適用あり

みなし寄付金についても従来どおり、所得金額の20%までが損金の額に算入されます。

以上となりますが、どの法人格が有利かという、言うまでもなく公益法人等です。

今までの公益法人等が制度移行後に非営利型法人になってしまう場合には、**法定期限いっぱいまで特例民法法人のままにいる方が有利と言えます。**

上記（3）の一般社団法人・一般財団法人は、一般の法人と同じですので、公益法人と比較するとメリットは無いといってもよいかもしれません。

最後になりますが、そもそも公益法人制度改革が始まったのは、平成12年秋頃から話題になったKSD事件（KSD事件では、中小企業の経営者を対象に労災保険などの事業を行っていた財団法人「ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団」の古関元理事長が公益法人を私物化し、その資金で政界工作を行っていたとして、平成12年11月業務上横領容疑で逮捕され、自民党の国会議員の汚職事件にまで発展しました。）にみられるように、一部公益法人の不適切な運営が国会、マスコミ等で取り上げられ、大きな社会的問題となり、平成13年1月、行政改革担当大臣から各閣僚に対し、国所管の公益法人に対する総点検が要請されたことがきっかけです。

従来の財団や社団法人が、税制上の特典を受けながら蓄財に励んだり、天下り官僚の退職金ばらまき機関であったり、あるいは政治家の公共事業名目の税金ばらまき機関として利用されてきたことを政府が認め、そこによりやくメスを入れた？のだと言えるかもしれません（ただし、宗教法人、社会福祉法人や学校法人等が対象となっていないので、本当の改革かどうかは何とも言えませんが。）。

本当の意味で改革になるかどうか、国民がしっかりと行く末を見極めなければならぬと思います。

最後までお読みいただき誠にありがとうございます。

詳しい内容につきまして、ご質問等ございましたら、弊社担当者までお申し付け下さい。